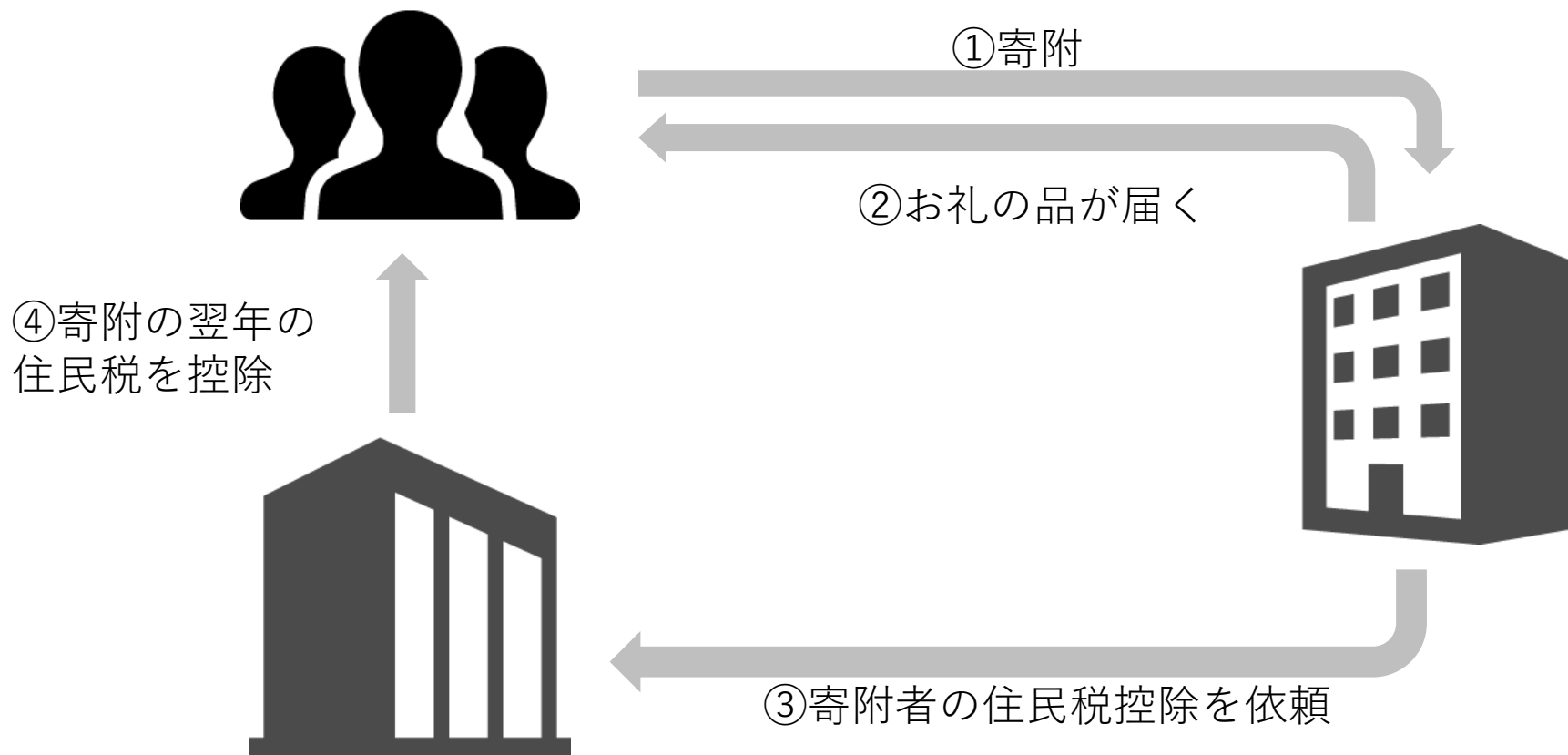


## ふるさと納税とは…

自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（上限有）。

総務省ふるさと納税ポータルサイトより



## 全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安

自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税（復興特別所得税を含む）及び個人住民税から控除される、ふるさと納税額の目安一覧です。

※一部抜粋

ふるさと納税を行う方の 給与収入	独身又は共働き	共働き + 子一人 (高校生)	共働き + 子二人 (大学生と高校生)
350万	34,000	26,000	13,000
400万	42,000	33,000	21,000
450万	52,000	41,000	28,000
500万	61,000	49,000	36,000
600万	77,000	64,000	57,000

※総務省ふるさと納税ポータルサイト参考

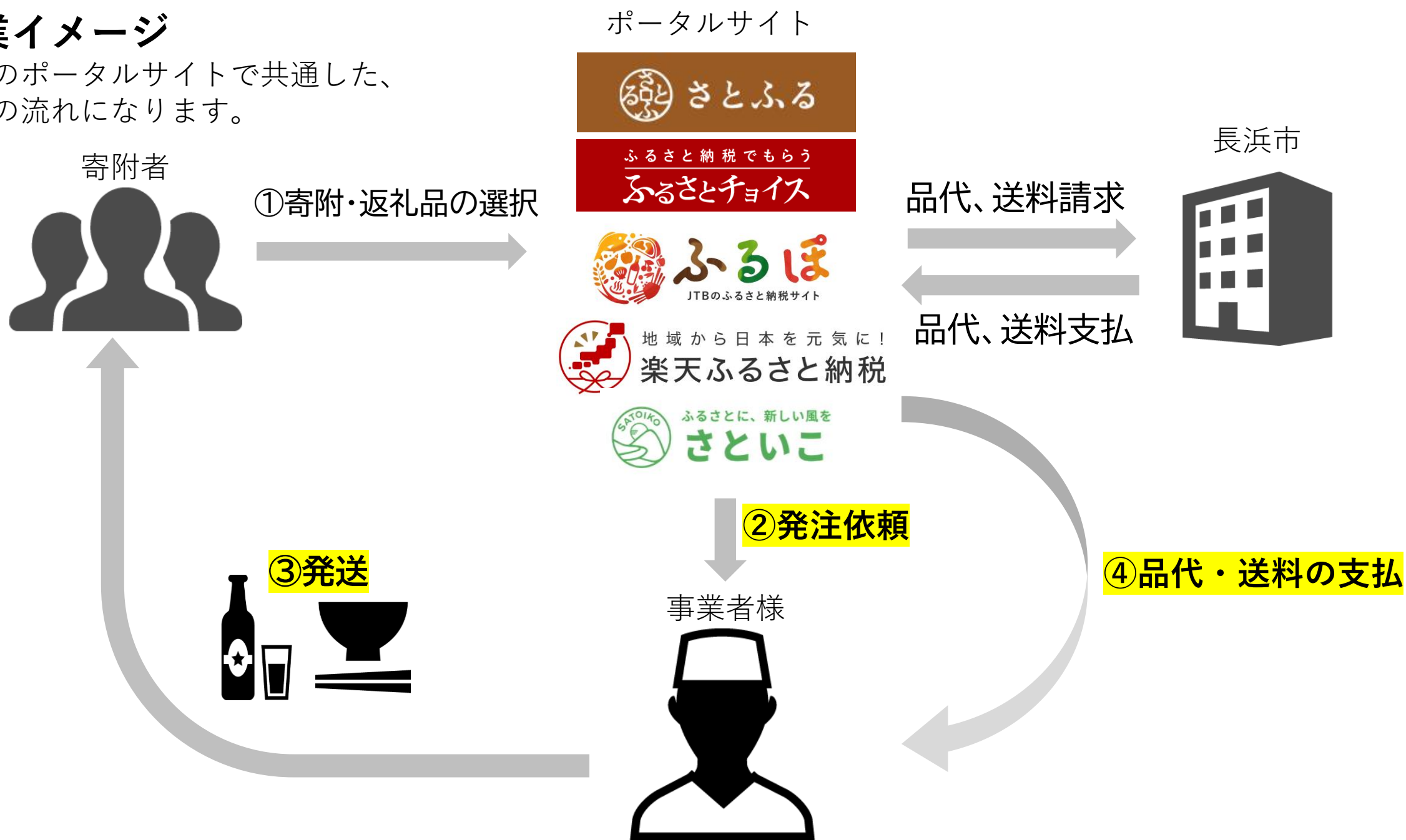
# 長浜市の寄附金額の推移

年々ご寄附いただく件数・金額が増えています。

年度	寄附件数	寄附金額
平成28年度	3,334件	66,766,500円
平成29年度	2,125件	54,589,000円
平成30年度	2,245件	57,320,000円
令和元年度	2,161件	72,437,000円
令和2年度（見込み）	<b>2,396件</b>	<b>89,117,000円</b>

# 事業イメージ

全てのポータルサイトで共通した、概ねの流れになります。



# 事業者の条件

長浜市では、**地方税法、総務省告示第179号**に基づいて  
ふるさと寄附返礼品提供事業の要項を定めています。

- ・市内に本社または主となる事業者（工場等含む）を有する法人  
その他団体、個人事業主。
- ・長浜市税に滞納がないこと。
- ・暴力団等と関りがないこと。

※詳しくは**長浜市ふるさと寄附返礼品提供事業要項**  
**（別途長浜市HP掲載）**をご覧ください。



# 返礼品の条件

長浜市では、**地方税法、総務省告示第179号**に基づいてふるさと寄附返礼品提供事業の要項を定めています。

- ・ 市内で製造、加工、採取、栽培する商品
- ・ 市内で提供するサービス（お食事券やレジャー体験等）
- ・ 返礼品提供事業に参画している事業者が提供するもの

## ◆認められる例

市外で生産された豚肉を、市内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品

## ◆認められない例

市外で養殖されたウナギを素焼きし、市内の事業者が独自のタレで味付けた商品

※詳細は**長浜市ふるさと寄附返礼品提供事業要項（別途長浜市HP掲載）**をご覧ください。



# 長浜市ふるさと寄附特産品等提供事業への参加

## 提出物

- ・ 申請書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 資料（提供事業者の概要がわかるもの、提供商品やサービスの内容がわかるもの）

※承認通知には基本的に1週間程度要します。

事業者



長浜市



①提出  
(直接持ち込みでも、  
メールでもOKです)



③返礼品提供事業参加承認通知  
各ポータルサイトへ案内

②市で審査  
(税の未納有無等。  
税の未納有無確認は  
毎年行います)

※申請の際、掲載するポータルサイトを選んでいただきます。  
ポータルサイトの詳細な資料を提供できますので、お気軽にお問い合わせください。

## 寄附金額の設定の仕方

地方税法により、受け付ける寄附金額が商品価格の3割を上回ってはならないと規定されています。

**寄附金額 = 商品価格 ÷ 30% (0.3) ※千円切り上げ**

(例)

商品価格3,000円 (税込) のものを返礼品とする場合、  
 **$3,000 \div 30\% (0.3) = 10,000$ 円**  
**10,000円が寄附金額**となります。

**市の負担費用 = 商品代金 + 送料代金**

※実際にはポータルサイト様から事業者様へ支払われます。  
詳しくは事業イメージをご参照ください。



## 事業者のメリット

- **ほぼコストをかけずに大手ふるさと納税サイトに掲載**  
…さとふる、ふるさとチョイス・ふるぽ、楽天に掲載されます。
- **市のPR媒体（ふるさと納税カタログ等）に掲載**  
…直接寄附者等へのふるさと納税カタログに掲載します。
- **販路拡大**  
…通信販売のテストマーケティングに是非ご利用ください。  
既にECサイトをお持ちの方も、販路拡大にお役立てください。
- **取材機会を増加させる**  
…さとふるやふるさとチョイスに積極的に情報を提供します。  
特に寄附の多い11月～12月に向けて準備をしていきます。  
取材可能な事業者様はご協力をお願いします。

この資料のほかに、登録の際の参考資料として、  
掲載可能なポータルサイトの各資料も提供することができます。  
ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

長浜市総務部政策デザイン課 ふるさと移住交流室

 TEL : 0749-65-6371

 E-MAIL : [ijukoryu@city.nagahama.lg.jp](mailto:ijukoryu@city.nagahama.lg.jp)